

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区西新井五丁目 4 番 1 号

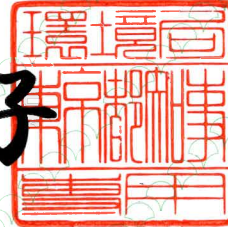
氏 名 株式会社黒姫
代表取締役 唐澤 明彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 9 月 1 日

許可の有効年月日 令和 14 年 8 月 31 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、
がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（以上 18 種類）
（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類（以上 7 種類）

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷三丁目 12 番 24 号

積替え保管面積：991.74㎡ 最大保管高さ：1.15m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ 1 個：1.02m ³	紙くず、木くず、繊維くず	コンテナ 1 個：1.02m ³
		木くず	コンテナ 1 個：1.02m ³
		金属くず	ドラム缶 1 個：0.20m ³
		がれき類	コンテナ 1 個：1.02m ³
		合計保管量	4.28m ³

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 19 時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2 年 9 月 1 日 新規許可
令和 7 年 9 月 1 日 更新許可 第 7 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都